

平成 2 5 年度長官所長会同配布資料目録

- 1 会同日程
- 2 会同員名簿
- 3 会同席図
- 4 会同進行予定

平成 2 5 年度長官所長会同日程

時間 日(曜日)	9 : 30 ~ 12 : 00	12 : 00 ~ 13 : 00	13 : 00 ~ 15 : 10	15 : 10 ~ 17 : 00	協議終了後
1 9 日 (水)	最高裁判所長官 挨拶 協議	昼食 休憩	拝謁	協議	懇談会
時間 日(曜日)	9 : 30 ~ 12 : 00	12 : 00 ~ 13 : 00	13 : 00 ~ 14 : 50		
2 0 日 (木)	協議	昼食 休憩	協議		

平成 2 5 年 度 長 官 所 長 会 同 会 同 員 名 簿

東京高等裁判所長官	吉	戒	修	一
大阪高等裁判所長官	永	井	敏	雄
名古屋高等裁判所長官	山	崎	敏	充
広島高等裁判所長官	西	岡	清	一郎
福岡高等裁判所長官	中	山	隆	夫
仙台高等裁判所長官	倉	吉		敬
札幌高等裁判所長官	大	橋	寛	明
高松高等裁判所長官	出	田	孝	一
東京地方裁判所長	岡	田	雄	一
東京家庭裁判所長	小	川	正	持
横浜地方裁判所長	市	村	陽	典
横浜家庭裁判所長	西	村	則	夫

さいたま地方裁判所長	荒	井	勉
さいたま家庭裁判所長	井	上	哲男
千葉地方裁判所長	山	名	学
千葉家庭裁判所長	松	田	清
水戸地方裁判所長	菅	野	博之
水戸家庭裁判所長	志	田	洋
宇都宮地方裁判所長	綿	引	万里子
宇都宮家庭裁判所長	近	藤	壽邦
前橋地方裁判所長	小	泉	博嗣
前橋家庭裁判所長	小	坂	敏幸
静岡地方裁判所長	林		道晴
静岡家庭裁判所長	長	谷川	憲一
甲府地方・家庭裁判所長	植	村	稔

長野地方・家庭裁判所長	石	井	忠	雄
新潟地方裁判所長	青	柳		勤
新潟家庭裁判所長	橋	本	昌	純
大阪地方裁判所長	二	本	松	利
大阪家庭裁判所長	松	本	芳	希
京都地方裁判所長	菊	池	洋	一
京都家庭裁判所長	並	木	正	男
神戸地方裁判所長	富	田	善	範
神戸家庭裁判所長	古	川	行	男
奈良地方・家庭裁判所長	上	田	昭	典
大津地方・家庭裁判所長	森		宏	司
和歌山地方・家庭裁判所長	森		義	之
名古屋地方裁判所長	片	山	俊	雄

名古屋家庭裁判所長	柴	田	寛	之
津地方・家庭裁判所長	藤	山	雅	行
岐阜地方・家庭裁判所長	安	藤	裕	子
福井地方・家庭裁判所長	揖	斐		潔
金沢地方裁判所長	大	島	隆	明
金沢家庭裁判所長	西	尾		進
富山地方・家庭裁判所長	水	谷	正	俊
広島地方裁判所長	高	野		伸
広島家庭裁判所長	杉	本	正	樹
山口地方裁判所長	竹	田		隆
山口家庭裁判所長	三	代	川	三 千 代
岡山地方裁判所長	野	々	上	友 之
岡山家庭裁判所長	小	川	育	央

鳥取地方・家庭裁判所長	橋	本	良	成
松江地方・家庭裁判所長	山	嵯	和	信
福岡地方裁判所長	川	口	宰	護
福岡家庭裁判所長	榎	下	義	康
佐賀地方・家庭裁判所長	角		隆	博
長崎地方裁判所長	横	田	信	之
長崎家庭裁判所長	楠	本		新
大分地方・家庭裁判所長	田	川	直	之
熊本地方裁判所長	永	松	健	幹
熊本家庭裁判所長	遠	山	廣	直
鹿児島地方・家庭裁判所長	伊	藤		納
宮崎地方・家庭裁判所長	一	志	泰	滋
那覇地方裁判所長	高	野		裕

那 覇 家 庭 裁 判 所 長	高	麗	邦	彦
仙 台 地 方 裁 判 所 長	田	村	幸	一
仙 台 家 庭 裁 判 所 長	小	林		正
福 島 地 方 裁 判 所 長	秋	葉	康	弘
福 島 家 庭 裁 判 所 長	浅	香	紀 久	雄
山形地方・家庭裁判所長	水	野	邦	夫
盛岡地方・家庭裁判所長	長	谷 川		誠
秋田地方・家庭裁判所長	石	原	直	樹
青森地方・家庭裁判所長	志	田	博	文
札 幌 地 方 裁 判 所 長	奥	田	正	昭
札 幌 家 庭 裁 判 所 長	孝	橋		宏
函館地方・家庭裁判所長	笹	野	明	義
旭川地方・家庭裁判所長	渡	邊		康

釧路地方・家庭裁判所長	浜	秀	樹
高松地方裁判所長	小	佐	田
高松家庭裁判所長	岡	原	剛
徳島地方・家庭裁判所長	清	水	節
高知地方・家庭裁判所長	中	村	隆
松山地方裁判所長	林	秀	文
松山家庭裁判所長	大	谷	吉
			史

平成25年度長官所長会同席図 (大会議室)

(高裁事務局長)

高松 (松本)	仙台 (佐々木)	広島 (守下)	大阪 (北川)
------------	-------------	------------	------------

(高裁事務局長)

東京 (渡部)	名古屋 (村田)	福岡 (永淵)	札幌 (鈴木)
------------	-------------	------------	------------

出入口

(高松)

(札幌)

高松	徳島	高知	山形	山形	新潟	旭川	函館	札幌	札幌	那覇	那覇
家(岡原)	家(清水)	家(中村)	地(林秀)	家(大谷)	家(渡邊)	家(佐野)	家(孝博)	地(奥田)	家(高麗)	地(高野裕)	地(高野裕)

(名古屋)

高山	金沢	金沢	岐阜	岐阜	津	名古屋	名古屋	名古屋	鹿児島	熊本	熊本
家(水谷)	家(西尾)	地(大島)	家(揖斐)	家(安藤)	家(藤山)	家(柴田)	地(片山)	家(一志)	家(伊藤)	家(遠山)	地(永松)

(福岡)

大分	分地・家(田川)
長崎	家(橋本)
長崎	地(横田)
佐賀	地・家(角)
福岡	家(榎下)
福岡	地(川口)
新潟	家(橋本昌)
新潟	地(青柳)
長野	地・家(石井)
甲府	地・家(植村)
静岡	家(長谷川憲)
静岡	地(林道)
前橋	家(小坂)
前橋	地(小泉)
宇都宮	家(近藤)
宇都宮	地(綿引)
水戸	家(志田洋)
水戸	地(菅野)

(仙台)

高松	地(小佐田)
青森	地・家(志田博)
秋田	地・家(石原)
盛岡	地・家(長谷川誠)
山形	地・家(水野)
福島	家(浅香)
福島	地(秋葉)
仙台	家(小林)
仙台	地(田村)
松江	地・家(山崎)
鳥取	地・家(橋本良)
岡山	家(小川育)
岡山	地(野々上)
山口	家(三代川)
山口	地(竹田)
広島	家(杉本)
広島	地(高野伸)
和歌山	地・家(森義)

(広島)

(大東)

(高松)

(最高)

木内	小貫	大橋	大谷	白木	千葉	竹内	竹崎	櫻井	金井	横田	岡部	寺田	山浦	鬼丸
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

会同係

総務局長
人事局長
経理局長
総務局長
家庭局長
秘書課長
広報課長

審議官
情報課長
総研部長
司研部長
上調
上調
家調
行調
刑調
民調
経調
経調
人給課
人任課
総務局長
人事局長
経理局長
総務局長
家庭局長
秘書課長
広報課長

会同係

予備	予備	情報	総務	総務	総務	人給	人任	経理	経理	民調	刑調	行調	家調	上調	上調	上調	司研	総研	総研	家庭
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

タペストリー

平成25年度長官所長会同進行予定

内 容	提 案 庁	担当局	時 間	備 考
最高裁判所長官挨拶			(第1日目) 9:30～9:40	10分
1 裁判員法施行後4年間の運用の実態を踏まえ、裁判員制度の導入の趣旨に照らし、より適切な運用に向けて取り組むべき課題について	福岡地（川口）	刑事局	9:40～10:40	60分 (休憩20分)
			11:00～12:00	60分
			12:00～13:00	昼食
			13:00～15:10	拝謁等※
2 裁判の運営を支える官職としての書記官の現状と課題	岡山地（野々上）	総務局	15:10～17:00	110分
3 家事事件手続法の下での調停運営における裁判官関与の在り方と今後取り組むべき課題について	名古屋家（柴田）	家庭局	(第2日目) 9:30～10:30	60分 (休憩30分)
			11:00～12:00	60分
			12:00～13:00	昼食
4 民事訴訟の複雑困難化に対応した質の高い判断を実現するとともに、継続的な訴訟運営改善の要請に応えるために、民事部の機能の活性化及び司法行政上の支援について検討すべき事項	水戸地（菅野）	民事局	13:00～14:50	110分

(※) 高裁長官 長官懇談（予備室） 13:30～14:30
地家裁所長 拝謁（皇居） 13:10～14:40 ころ
高裁事務局長 事務連絡（秘書課会議室） 12:55～14:50

意 見 要 旨

高 等 裁 判 所 長 官
地 方 裁 判 所 長 会 同
家 庭 裁 判 所 長

平成25年6月19日，20日開催

協 議 事 項

- 1 裁判員法施行後4年間の運用の実態を踏まえ、裁判員制度の導入の趣旨に照らし、より適切な運用に向けて取り組むべき課題について（福岡地裁）
- 2 裁判の運営を支える官職としての書記官の現状と課題（岡山地裁）
- 3 家事事件手続法の下での調停運営における裁判官関与の在り方と今後取り組むべき課題について（名古屋家裁）
- 4 民事訴訟の複雑困難化に対応した質の高い判断を実現するとともに、継続的な訴訟運営改善の要請に応えるために、民事部の機能の活性化及び司法行政上の支援について検討すべき事項（水戸地裁）

- 1 裁判員法施行後4年間の運用の実態を踏まえ、裁判員制度の導入の趣旨に照らし、より適切な運用に向けて取り組むべき課題について

(福岡地裁)

- (1) 裁判員制度運用の現状と課題

- ア 検証報告書とその受け止め方

裁判員裁判の運用状況については、昨年12月に最高裁判所事務総局から「裁判員裁判実施状況の検証報告書」（以下「検証報告書」という。）が公表された。そこでは、大局的な観点からみれば、施行後3年間の裁判員制度は、参加した国民の意識、感覚、生活実態等を含む全体としての受け入れ能力の高さから、比較的順調に運営されてきたといえると評価されている。

その一方で、様々な面で、法曹の側が裁判運営の技術の向上を図ることが必要であるとも指摘されている。最近公表された裁判員経験者等に対するアンケート結果によれば、審理内容が理解しやすかったと回答した裁判員等の割合は、平成21年から続けて下がっていたが、平成24年においては58.6パーセントと、前年から更に1.3パーセント低下した。検察官、弁護士、裁判官それぞれの説明等の分かりやすさ、評議における話しやすさ等の数値も、同様にわずかずつではあるが引き続き低下している。こうしたデータは、裁判員裁判は、表向きはともかく、その内実においては軽視できない問題を抱えていることを示唆しているとみるべきであろう。検証報告書は、このような問題解決のため、裁判所が取り組まなければならない課題を指摘したものと受け止めるべきである。

ところで、裁判員事件を担当する裁判官がその重要性をどこまで認識しているかとなると、検証報告書が客観的なデータに基づく中立的な論調であることから、そこで指摘されている課題の重さを理解できたかどうか、危惧されるところである。福岡では、検証報告書を受けて、本年1月に開催した検察庁・弁護士会との二者協議において、検証報告書で指摘された課題を取り

上げて意見交換をしたが、その準備として刑事部の裁判官で議論したとき、一部の裁判官から、検証報告書は裁判員制度の趣旨が実現されているのかという根本的な課題を提示しているのではないかとの意見が出され、さらに、これからは裁判員裁判の在り方だけを議論するのではなく、裁判員裁判以外の事件も含めて、刑事裁判全般の在り方も変えていくとの意識を持つ必要があるのではないかとの意見も見られるようになった。

イ 早急に取り組むべき課題

検証報告書で指摘された課題は複数あるが、中でも、公判前整理手続期間の長期化（検証報告書10頁）と、証拠調べにおいて書面依存の傾向が顕著であること（同17、18頁）の2つは、ここ数年の高裁長官・地家裁所長会同において、繰り返し取り上げられており、また、司法研修所では刑事実務研究会等が、高裁（連合）ブロック単位では刑事事件担当裁判官協議会等が開催され、刑事事件を担当する裁判官の間でも議論が重ねられてきた。他方、平成24年の統計データにおいても、平均公判前整理手続期間は、自白事件で5.2月、否認事件で9.1月となっており、平成23年の自白事件の5.0月、否認事件の8.3月（検証報告書の図表18）と比べて更に長期化し、平均審理期間も、裁判官裁判（平成18年ないし平成20年）のときと比べ、依然として高止まりの状態が続いている。また、自白事件において、証人尋問によって犯情の立証を促す試みについても、それなりの成果が上がってはいるものの、いまだ自白事件の半数にも満たない状況にあって、到底改善されたとはいえない（福岡高裁管内の統計）。この2つは、前述のような議論を受け、各庁も、それぞれに腰を据えて取り組んできたはずである。それにもかかわらず改善の兆しが見られない原因はどこにあるのであろうか。

考えられる理由として、1つには、検証報告書が「比較的順調」と表現するように、制度がそれなりに滞りなく運営され、裁判員経験者の感想も悪く

なく、特段深刻な問題も起こっていないという認識が、取組へ向けた裁判官らの切実さに影響を与えてきたという面があるのではないかと思われる。しかし、それ以上に重要なのは、各庁での取組が、裁判員裁判の審理期間を短縮するための方策（例えば、自白事件に関する審理モデルの構築、打合せの早期実施と公判期日の仮予約による運用など）や、自白事件において人証を活用するための当事者への働きかけなど、技術論・方法論に偏しており、そもそもその前提となるはずの、裁判員制度導入に伴う新たな刑事裁判像についての理解が、裁判官の間に十分に共有されていなかったのではないかと思われることである。課題が指摘するものは、いわゆる人証問題と直接主義、口頭主義、公判中心主義の関係など、刑事裁判の基本理念と密接に関わっており、在るべき裁判員裁判とは、それらの理念をトータルに体现したものにはかならない。裁判官の間には、そうした新たな刑事裁判像のイメージが現実的なものとして確立されていないということはなかったであろうか。裁判官が、これらの点をきちんと理解し、その上で課題に対処していたのであれば、もっと違った結果が生じていたようにも思われるのである。

もしそうであるとすれば、我々としては、特に事件を担当する裁判官に対し、改めて裁判員裁判における在るべき裁判像を、制度導入の趣旨や理念に立ち返って考えてみるよう問いかけていくべきではないか。そして、そうした議論を踏まえた上で、前述の2つの課題についても取組を始めるべきではなかろうか。

(2) 所長の果たすべき役割

ア 自庁の現状と取り組むべき課題を把握するための方策

所長としては、まずもって、自庁で行われている裁判員裁判の現状を把握するための情報収集が重要である。その具体的な方法としては、第1に、最高裁に報告している裁判員裁判に関する各種データを分析することが考えられる。検証報告書は、各庁から報告されたデータを分析したものであること

からすれば、各庁においても、自らのデータを基に検証報告書と同様の分析ができるはずであり、それによれば自庁における裁判員裁判の現状を知ることができる。第2に、裁判員裁判で言い渡された判決に対する控訴事件の所長決裁など、事件の記録を見る機会があれば、現に行われている裁判員裁判の公判前整理手続の内容、その期間が長期化しているならばその原因、さらに、公判廷での審理内容等の詳細、人証の活用状況等、数値データでは分からない実情を把握・分析することができるはずである。また、自庁で言い渡された判決書を検討すれば、審理や評議が適切に行われているか否かにつき、大まかな見当をつけることはできると思われる。さらに、第3として、法曹三者による検討会等における各裁判官の発言を聞けば、自庁の裁判官がどのような意識で裁判員裁判を運営しているのか、あるいは運営しようとしているのかを理解することもできるはずである。

この点、福岡地裁では、これまでも、自庁のデータに基づき裁判員裁判の運営状況に関する図表や、裁判員経験者に対するアンケート結果等の一覧表を独自に作成し、実情把握に役立てている。また、第2点については、裁判員裁判の判決書の要旨は必ず所長にも届くようになっているし、裁判員裁判で言い渡された判決に対する控訴事件の記録が決裁に上がってきたときは、どのような公判前整理手続が行われているか、公判廷での審理の内容はどうだったかなどについて検討するようにしている。さらに、第3の点については、所長は、可能な限り、福岡裁判員裁判検証運営協議会や二者協議にオブザーバーとして出席し、また、刑事部の裁判官が、刑事実務研究会や刑事事件担当裁判官協議会等の準備として意見交換を行う機会にも参加して、各裁判官がどのような意識をもって裁判員裁判に臨んでいるかを把握するように努めている。これらの結果によれば、福岡地裁の各裁判官は、裁判員が法廷において心証形成ができるような「見て聞いて分かる審理」の実現を目指すことについて認識を共有化し、事件処理や協議会等において検察官（検察

庁)や弁護人(弁護士会)に働きかけていると評価することはできるものの、まだ、その考え方が検察官(検察庁)及び弁護人(弁護士会)に十分浸透するまでには至っておらず、これからも継続的な働きかけが必要であると考えている。

イ 課題に対処するための司法行政上の取組

所長としては、以上のような方法によって、自庁における裁判員裁判の訴訟運営の現状が、検証報告書の指摘する課題との関係でどのような立ち位置にあるのかを把握した上で、課題の克服に向けた司法行政上の取組を行うことになる。

ア) 裁判官同士の意見交換

事件処理に追われている裁判官に対し、自らの訴訟運営のあり方について再考を促し意識改革を求めることについては、なかなか困難な場合もあると思われる。したがって、裁判員制度の運用状況や訴訟運営のあり方などについて大所高所からじっくり検討することができる所長において、各裁判官に対して、機会を捉えてアドバイスをしたり、あるいは再考を促す契機となる機会を設定したりすることが重要になると思われる。

そうした見地から、所長を含めた裁判官同士で、裁判員裁判の在り方について率直な意見を交換する場を設定することが考えられる。例えば、所長が、裁判員裁判を運営する裁判官と一緒に、検証報告書が指摘する課題について意見交換をしたり、各庁で実施した裁判員裁判を取り上げ、本来あるべき訴訟運営の姿と比べてどこが不十分なのか、その原因はどこにあるのかなどについて振り返りを行うことが考えられよう。これまでも、各庁ともそれぞれにそうした場は置かれていたであろうが、問題は、それが実質的な意味での意見交換の場として機能してきたかである。ともすれば、研究会や協議会に参加した裁判官による一方的な報告に終わったり、建前論の挙げ句に特定の方向に結論を落ち着かせて終わらせたりしてきたとい

うことはないであろうか。例えば、裁判員裁判において、人証を中心にした立証の必要性、重要性に本音では疑問を抱いているという裁判官はいないであろうか。あるいは、公判前整理手続の長期化がなぜそれほどまでに問題とされるのか、腑に落ちていない裁判官は少なくないのではなかろうか。今求められているのは、そうした事柄について、裁判官同士が、本音で意見を交換する場ではなかろうか。そうした議論を通じて初めて、裁判員制度導入に伴う新たな刑事裁判像について、裁判官が突き詰めて考え、理解を深めることができると思われるし、その上で、公判前整理手続の長期化、あるいは書証依存の審理等の問題を取り上げれば、より地に足のついた、実効性の高い方策を協議することもできるであろう。このような環境を整えることこそ所長の役割であると考えているが、いかがであろうか。

なお、福岡地裁においては、刑事実務研究会、刑事事件担当裁判官協議会のほか、法曹三者による福岡裁判員裁判検証運営協議会、検察庁・弁護士会との二者協議等が開催される都度、その準備として、刑事部4か部の全裁判官が集まって検討会を開いて意見交換をする中で、公判前整理手続期間の長期化の関係では、標準的自白事件の審理モデルの構築、公判前整理手続の迅速化、精密司法の審理縮小版からの脱却などについて問題意識を共有化するとともに、人証化との関係では、裁判員裁判における「見て聞いて分かる審理」に関するイメージを共有化し、被告人質問の先行実施など、訴訟運営の改善を図ってきた。所長としては、各裁判官に忌憚のない意見を述べてもらうよう配慮してきたつもりであるが、今後もそうした点については、特に気を配っていきたいと考えている。

そして、そうした場を設け、課題を克服するための議論が行われたのであれば、その成果を文書にまとめておくべきであろう。福岡では、平成24年3月に高裁のプロジェクトチームが当時の検討をまとめた報告書を作成している。地裁においては、福岡裁判員裁判検証運営協議会、検察庁・

弁護士会との二者協議を開催した都度、協議要録を作成し、各裁判官に配布しているほか、福岡裁判員裁判検証運営協議会の協議要録は、検察庁及び弁護士会にも配布して、その後の運用改善に活かしてもらうようにしている。

ちなみに、福岡地裁は、刑事4か部と、こうした議論をするに適正な規模であるが、例えば刑事部が1か部しかないような小規模庁においては、隣接する複数の庁と合同で、裁判員裁判におけるあるべき審理の姿について議論したり、各裁判体が行った裁判員裁判を題材に取り上げて事例研究をしたりすることも考えられる。その場合には、先進的、意欲的な取組をしている庁の参加を促し、裁判官の意識改革を触発することも有効な方法といえるであろう。また、高裁本庁や支部所在地の地裁においては、高裁所属の裁判官を加えることも考えられる。高裁の裁判官と地裁の裁判官との間の意識の差などから、二の足を踏むきらいもないではないと思われるが、特に陪席裁判官は、将来地裁で裁判員裁判を自ら実践する可能性もあるのであり、できる限り関与させることが望ましいであろうと考えている。

(イ) 客観的なデータの活用

検証報告書で指摘された課題に対処するためには、検察庁、弁護士会への働きかけを欠かすことはできないが、その際には、客観的なデータを基にして議論する方が説得力のある議論となる。福岡地裁では、庁全体の取組として、福岡裁判員裁判検証運営協議会において「公判前整理手続の迅速化」等について問題提起をしたほか、検察庁との二者協議においては、

「脱却すべき精密司法の姿」、「目指すべき核心司法の姿」等を、弁護士会との二者協議においては、「網羅的・総花的弾劾と裁判員が心証形成できる審理」等をそれぞれテーマとして取り上げ、法廷において心証形成できる審理の実現を目指す裁判所の考え方を説明してきた。その際には、福岡地裁独自のデータを基に、検証報告書で示された公判前整理手続期間等

に関するデータ（図表２２ないし２７）や裁判員経験者に対するアンケート結果（図表６２ないし６４，同８７）等に類似した資料を作成し，これらに基づいて裁判員裁判の運用状況や検察官・弁護人の訴訟活動の問題点等について具体的に指摘し，改善を求めてきた。その結果，立会検察官においては，捜査の結果をそのまま法廷に持ち込もうとする意識が薄れつつあり，弁護人においても，網羅的・総花的弾劾は得策でなく，焦点を絞った適切な弾劾が有効であるとの認識が広まりつつある。既に福岡高裁では，最高裁の作成した検証報告書のデータを福岡高裁管内の各地裁のデータに置き換えた，いわば福岡高裁版の検証報告書を作成しているが，福岡地裁でも，これにならって福岡地裁版の検証報告書を作成し，自己検証に加えて，検察庁や弁護士会への働きかけに活用していくことを考えている。

また，裁判員等経験者による意見交換会について，そこで出された意見は，裁判官や職員にとり，今度の裁判運営等を実施していく上で貴重な情報となるばかりでなく，検察庁，弁護士会への働きかけにおいても，説得力の高い根拠を提供する可能性を持っているという意味で有用性が高いが，このデータを十分に活用できているであろうか。当庁においては，福岡裁判員裁判検証運営協議会，検察庁・弁護士会との二者協議の場において，検察官や弁護士に対し，適宜引用するなどして説明しているほか，これまで開催した意見交換会の議事録すべてをホームページで公開し，いつでも参照できるようにしているが，必ずしも十分に活用できているとはいえない。意見交換会の開催方法，出席者，議題や議事進行の在り方，結果の取りまとめ方やその後の活用方法等についても，なお知恵を出し合っていく余地があるように思われる。この点についても，各庁の御意見や工夫例を伺いたいと考えている。

2 裁判の運営を支える官職としての書記官の現状と課題

(岡山地裁)

(1) 問題意識の深まり

昨年の長官所長会同後、書記官事務を整理し、共通認識を形成するための取組が進められてきた経過を踏まえ、現在の問題意識を改めて確認し、共有する必要があるのではないだろうか。

ア 書記官事務の現状

所長として管内の書記官事務について把握してきたところ、以下のような現状が明らかになってきた。

例えば、従来から議論が重ねられている民事訴訟事件の弁論準備手続期日への立会事務については、書記官が何らかの考えに基づいて立ち会ったり、立ち会わなかったりしているわけではなく、裁判官から必要性を説明されて立ち会っているというわけでもないというのが実情である。突き詰めると、書記官は前任者のスタイルを引き継いでいるだけであることが多く、裁判官もこれを所与の前提として審理を進めているということになる。

また、刑事訴訟事件における第一回公判期日に向けた事前準備事務についても、書記官が裁判官と協議するなどして期日運営について何らかのイメージを持った上、そのために必要な情報を関係人から聴取しているというわけではなく、従来からの運用を踏襲したり、引き継いだ書式を活用して情報収集したりしているのが実情である。

さらに、民事、刑事を問わず、判決の点検に関する事務についても、書記官は主観的には時間のある限り丁寧に点検しようとするが、点検の目的とするところが明確でなく、裁判官との間で共通認識のないまま行っているため、適法性の確保に必要な事項が見落とされたりしている実情がある。

これらの例にもあるように、書記官が自らの事務について、適正・迅速な裁判の実現に向けられたものとして意識的に行っていない現状があるとする

と、それは書記官という官職の設置目的に合致しているとはいえないとの問題意識を持っているが、各庁における現状はどうであろうか。

イ 昨年からの取組を踏まえた首席書記官の問題意識

上記のような現状は、所長としても、部総括裁判官や主任書記官から直接聴取するなどしているが、管内の書記官事務の全体状況については、首席書記官を通じての現状把握が不可欠である。

当初は「今なぜこのような取組を行うのか」という疑問を抱えた状態であった首席書記官も、主任書記官等と意見交換を重ねて現状を把握する過程で、取組の背景となっている問題意識を実感し、これを深め、幹部職員で共有することができるようになってきた。

しかし、現時点では、全ての庁において首席書記官が現場における具体的な検討や実践に指導力を発揮しているわけではないと思われ、庁としての取組を進めるに当たっては更なる努力が必要であると考えている。

幹部職員の状況は、各庁の現場における取組に重大な影響を与えられ、各庁における首席書記官等の幹部職員の問題意識はどうだろうか。

ウ 書記官事務の整理の取組の要となる主任書記官の状況

現場レベルで取組の中核となるのが主任書記官であることに疑いはないが、現在のところ多くの主任書記官の反応は低調である。

書記官事務の整理の取組については、首席書記官から主任書記官に対して趣旨を説明しているが、その説明内容にかかわらず、取組の趣旨を単純な事務の合理化や統一化のようなものであらうと誤解した上、「やる気のある書記官のモチベーションを下げてしまう」というように取組に消極的な反応をする主任書記官もいる。

目の前の現場での事務が破綻しているわけではない状況において、例えば事務のばらつきのようなものに着目することはできたとしても、その状況と書記官という官職の設置目的に遡った問題意識を関連づけて理解するには、

相当な想像力を働かせる必要がある。このため、現場に近い立場の主任書記官にとって、現状に対する問題意識を深めることは容易ではないと思われる。

しかし、総研の実務研究会に参加した主任書記官の中には、問題意識を喚起され、部の裁判官や書記官に働きかけて実践に向けた方策を検討している者がおり、このような研究会の効果は確実にあると思われる。

一方、当庁においては、このような主任書記官を含め、取組について裁判官の理解が得られるかどうかについて不安を抱えている者が多い実情もある。

各庁における主任書記官の状況はどうであろうか。

(2) 裁判官の主体的な関わりの重要性

今後、首席書記官の指導を通じて主任書記官の問題意識が深まり、あるべき書記官事務についての検討の中核となっていくためには、書記官と協働する裁判官の関与の在り方が重要になってくると考えられる。

ア 裁判官の姿勢が取組に及ぼす影響の大きさ

当庁の多くの裁判官は、これまで折に触れて示されてきた資料や書簡を通じて、書記官事務に関する問題意識や取組の意義について一定の理解を示すものの、少なくとも現時点において、部総括裁判官を含め、問題意識を深めて主体的に取組に関わる状況とはなっていない。

例えば、民事部の右陪席裁判官は、現行民訴法の運用は安定し、書記官事務もほぼ共通のものとなっており、改めて議論して事務を再構築する必要があるとは思っていないかったり、2、3か月一緒に仕事をすれば、改めて意思疎通をしなくても仕事のやり方について一定の共通認識を形成することができると考えていたりする。

このような反応を示す裁判官は、冒頭で説明したような書記官事務の現状を把握しておらず、当然のことながら、現状に対する問題意識を持つに至っていない。まずは、裁判官が書記官事務の現状を把握することから始めなければならない。

裁判官が書記官事務の現状に対する問題意識を持って取組の趣旨を理解し、主任書記官と連携して担当書記官との間で事務に関する議論を開始することができれば、それが書記官事務の整理の取組の第一歩であり、これに基づいて書記官が自らの事務について自分で考える環境が整えば、取組の目的は達せられたも同然であると考えられる。しかし、逆に、裁判官が取組の趣旨を理解しない限り、現場における取組は実質的に第一歩を踏み出すことさえできない。

各庁における裁判官の状況はどうであろうか。

イ 裁判官の関心が低いことの背景

書記官事務に関心が低く、取組に積極的でない裁判官が多い状況となっている理由は、裁判は組織として行うものであり、書記官事務が裁判運営に大きな影響を与えるという当然のことが十分に理解されていないからではないかと考えられる。

その背景には、①審理充実から民訴法改正へとつながる争点整理や集中証拠調べに向けた取組を経験していない裁判官にとって、裁判の在り方について広い視点から意識して検討し、自らの裁判の在り方を見直す機会がなかった、②コートマネージャーとしての役割が提示された後は書記官事務に関する指導的な理念についての議論が停滞していた、③録音反訳の利用の拡大やIT化の進展に加え、多くの法改正による書記官事務の変容の中で、現状が十分に把握されてこなかった、という事情があるのではないだろうか。

また、裁判官は組織の運営に携わる立場にあり、書記官の育成に関わることは自らの職責であることについて、裁判官の理解が十分でないことも指摘されるべきである。この点が、特に部総括裁判官や支部長裁判官について強調されるべきことはもちろんである。

さらに、若い裁判官には、一般に、繊細で他人に対して謙虚であり、他者との距離を保って協調に重きを置き、葛藤を避けようとする傾向がある。こ

のような世代の裁判官にとって、自らの裁判運営の在り方を意識して書記官との間で真剣な議論を行い、協働関係を構築するというのは、かなりのエネルギーを要する作業であると考えられ、これが取組に対する消極的な姿勢となって表れている可能性もある。

(3) 継続的な取組の中で所長が果たすべき役割

書記官事務の整理に関する取組は、組織的で継続的なものとならなければ、本来の意味の成果に結びつくことはないと考えられる。そのために所長は、庁や管内の多様な実情に照らして留意すべき点を確認し、これを庁全体として共有化する必要があると思われる。

ア 最高裁と各庁との間の連携強化

書記官事務の整理の取組は、現場の一人一人の書記官が、個々の書記官事務の根拠を確認し、目的を見定め、常に合理的な事務を追求することができる足腰の強さを備え、このような気風が裁判部全体で共有されることを目指すものであると考えられる。

そうすると、最高裁が全ての書記官事務について整理した内容を提示していくことは、このような書記官像に反するし、書記官事務の幅広さ、環境や時代に応じた事務の変化、裁判事務の多様性からみて可能であるとも思えない。

したがって、最高裁と各庁の連携においては、この取組の趣旨や基本となる問題意識を共有し、各庁において、現場の隅々までその共有の範囲を広げて具体的な検討と実践を積み重ねていくという方針について、足並みを揃えることが重要であると考え。問題意識を共有した各庁の現場において取組が広がりを見せれば、その成果を広めるために最高裁が役割を果たすことはあり得るとしても、まずは現場レベルでの問題意識の共有が先決である。

そうすると、現時点で重要なことは、取組の進展に大きな影響を及ぼす裁判官に対する働きかけであり、連携の重点もここに置かれるべきである。具

体的には、問題意識を効果的に共有することができる実務研究会を継続することに加え、新任部総括裁判官や新任支部長を対象とする研究会等において、部や支部の運営という観点からこの取組をテーマとして取り上げたり、未特例判事補に対する研修においても、息の長い裁判官の育成という観点から書記官事務をテーマとして取り上げることが考えられる。

イ 各庁における取組の継続性の確保

幹部職員のうち、特に首席書記官の交代が取組の継続性に及ぼす影響は大きい。その影響を最小限にとどめるためには、次席書記官の積極的な関与を確保することが重要となるが、より広く事務局を含む幹部職員がチームを形成し、所長を中心として、首次席及び局次長がそれぞれの立場から常に関与し、視点を多角化させながら継続性を確保することが重要であると考えられる。

庁としての取組について継続性を確保することは、幹部が、庁や管内の書記官事務の実情と課題を把握し、改善を検討・実践するという本来の機能を果たすことに他ならないと思われるが、そのためにどのような方策が有効であろうか。

3 家事事件手続法の下での調停運営における裁判官関与の在り方と今後取り組むべき課題について

(名古屋家裁)

(1) 家庭裁判所の紛争解決機能の強化と離婚調停の運用改善

複雑多様化する社会の要請に合致した司法機能の充実の重要性が高まる中、家庭裁判所においても、我が国の家族をめぐる社会状況や国民の法意識が著しく変化し、家族間の事件の中にも関係者の利害対立が激しく解決困難な事件が増え、当事者が手続に主体的に関わるための機会を保障し、もって裁判等の結果について当事者の納得を得られるようにすることの重要性が増してきた。しかし、家庭裁判所は、これまで、そのような国民の期待に応えた紛争解決機能を十分に発揮してきたとはいえなかった。家事事件手続法は、こうした背景の下に制定されたものであり、家庭裁判所においては、同法の施行を機に事件処理全般の運用改善に向けた取組を強く押し進めていく必要がある。

家事事件のうち夫婦関係調整（離婚）調停は、感情調整が重要である点で家事事件としての特徴を備え、かつ、離婚のほか、親権者の指定や面会交流といった子の福祉の問題、財産分与や慰謝料といった経済的な問題等、他の調停事件にも応用可能な問題を含む点において、家事事件手続法の下で家庭裁判所の事件処理の在り方の見直しを実践していく事件類型としてふさわしいものである。そして、離婚調停の手続の運営改善は、その他の類型の調停手続の運営や、人事訴訟の審理の在り方にも影響を及ぼすにとどまらず、人事訴訟の審理に調停手続の運営改善の成果をいかに取り入れるかという論点にも波及するものであり、人事訴訟を含む家庭裁判所における紛争解決プロセス全体の機能強化の一環として、当然に、裁判官が中心となって取り組んでいくべき重要課題であるといえることができる。そこで、家庭裁判所が紛争解決機能を発揮し、社会の要請に応えるためにはどうしたらよい

かを考える上で、離婚調停の手続運営における裁判官関与の在り方について意見を述べたい。

(2) 家事調停の現状と裁判官関与のあるべき姿について

ア 従来の離婚調停運営の実情と問題点

- (ア) これまでの離婚調停には、事情聴取段階で、対立点や重要な事実が何かを的確に認識しないまま漫然と事情聴取を行い、当事者の感情面に過度に配慮した期日運営を続けていたため、対立点が十分に明確にならず、その結果、調整段階では、当事者の主張の強さに流されたり、根拠を示さないまま双方に譲歩を求め、「足して二で割る」式の解決案を押し付けたりすることに終始し、当事者にとっては、当該紛争の対立点や、解決のために真に検討すべき点を十分に認識できないまま、解決案の検討を迫られるといった問題点があったと指摘されている。

このような問題点は、調停委員会が、従来の家族間の紛争解決の在り方に関する常識にとらわれて、価値観が多様化する中で当事者間の情報共有を通じた納得性の高い手続による紛争解決を求めるようになってきた国民の意識の変化に対応することができていないという実情の現れであるといえよう。その背景としては、裁判官の多くが調停手続の運営の現状を把握せず、あるいは調停委員の問題であると考え、調停手続の運営方針の形成までも含めて調停委員に調停手続の運営を任せ切りにするなど、裁判官が十分な問題意識を形成してこなかったことが大きいのではないかと思われる。

- (イ) このように、裁判官が自らの調停事件の運営の在り方について問題意識を十分に持ってこなかった要因については、調停担当裁判官の繁忙や人的資源の質等、家庭裁判所の体制面での問題点が当然考えられるが、私は、家庭裁判所の裁判官は多種多様な事件を多数担当していることから、全ての事件に一様に関与することは不可能であることや、様々な職種が事件処

理に関わり、それぞれの果たす役割が大きいという事件処理の構造の中で、離婚等を中心とする一般調停事件は、調停委員に進行を委ねていても事件が大きく滞ることがなく、かつ、調停不成立の場合にも審判等の起案の負担がないため、裁判官が調停に対して積極的に関わるインセンティブが働かなかったこと、さらには、裁判官不在を前提とした調停手続の運営を支える事件処理体制が構築されているため、裁判官が、家事調停の実情を把握してその運営に関わる意識を持たなくなり、このような状況について問題意識すら持ち難い状況にあったといえるのではないかと考えている。

この点に関する名古屋家裁の状況を省みると、手続の透明性確保といった家事事件手続法の趣旨に沿った調停手続の運営の内容の先取りと評価できる「夫婦関係調整調停運営ガイドライン」を平成20年12月に作成し（家庭裁判所月報61巻7号105頁以下参照。平成22年11月改訂）、ガイドラインに基づく調停手続の運営に努め、一定の成果を上げてはきた。しかし、裁判官が、適切に関与して調停委員との間で情報や方針等を共有した上で、調停手続を運営するといった運用が図られたものではなかった。

イ 家事事件手続法施行後の家事調停の現状と問題点

家事事件手続法の下での調停については、より一層の透明な手続を通じた納得性の高い調停運営への変革が求められており、平成24年の家事事件担当裁判官協議会等を通じて、現在の調停手続の運営における問題状況の把握等が必要であることについては、抽象的なレベルでは共通認識になってきていると思われる。

もっとも、その後の状況を見ると、具体的な問題意識の共有が十分とは言えないように思われる。本庁所属の裁判官を中心に、調停期日に入るなどして調停手続運営の問題状況の把握に努める者が出てきてはいる。しかし、特に地裁兼務の裁判官を中心に、調停手続の運営改善の呼び掛けに余り反応せず、いまだに問題状況を把握しようとしなない者がいるし、調停手続の運営に

何らかの問題があるとしてもそれは調停委員の問題であるという認識しか持たず、調停委員に対して新法の知識を付与する研修に力を注ぐなどの取組をするにとどまる裁判官も少なくないという実情にあるのではないだろうか。

また、裁判官が問題意識を持っても、これだけでは必ずしも効果的な取組につながらないのではないか。例えば、評議の充実の必要性について、その具体的な目的が明確でないまま、形式的に全件評議を行うといった取組がされていないだろうか。名古屋家裁においても、家事事件手続法の施行を契機に多くの裁判官が全件評議を指向するようになってきているが、その趣旨・目的を尋ねても明確な答えは返ってこず、評議の内容や時間の配分等で調停委員や書記官に混乱も見られ、効率的な評議が実施されているとはいえない状況にある。

ウ 実効性のある裁判官関与の在り方を検討する上での基本的視点

(ア) このような家事事件手続法施行後の家事調停の現状を見ると、裁判官の問題意識が高まらない原因はどのようなものであるかについて議論をしておく必要があるように思われる。

裁判官の意識の背景にあるものとしては、次のような点を指摘することができよう。例えば、問題状況を把握する必要性すら感じていないのであれば、その背景には、これまでの裁判官の意識を形作ってきた要因（前記ア(イ)）が家事事件手続法施行後も変わっておらず、他の事件処理と比べて調停事件の優先順位が低いままであるといった状況があり、このため、調停運営改善の働きかけに対して積極的な対応を執っていないのではないかと考えられる。また、抽象的な問題意識は持っているものの、具体的な問題意識が形成されないのであれば、家事事件手続法の下で目指すべき調停手続の運営と比較して現在の調停手続運営の問題点を具体的に把握する際の視点を持っていないからではないかと考えられる。さらに、裁判官によっては、そもそも全件評議を行うことの実現可能性がないなどとして、調

停手続の運営の在り方について見直しを行わないという例を聞くこともある。

私としては、平成24年秋以降、家事事件担当裁判官協議会等の機会において調停手続の運営改善について議論が続けられるなど、問題意識を高める契機があったのに、家事事件手続法施行後においても、意識が変わらず、運営改善のための具体的な取組に向かって動き出そうとしない裁判官が少なからず存在するという事自体、極めて憂慮すべき事態であることを肝に銘じておく必要があると考えている。議論に当たっては、これが、家庭裁判所の裁判官の基本的な在り方にも関わり得る深刻な問題であり、これまでの働きかけのどこに問題があったのかを十分に踏まえる必要があろう。

(イ) また、裁判官の関与強化という観点から、手持ち件数がそれほど多くない裁判官の中には、全ての事件について評議等を行うといった取組をしている者がいる。しかし、何のための評議であるかが明らかでないため、調停委員から評議を行うことについて疑問を呈される例を聞くこともある。これまで、調停手続の運営改善に向けた裁判官の関与強化の必要性が指摘され議論されてきたが、そこでの議論は、得てして画一的・形式的なものになりがちであり、裁判官にもそのように受け取られる傾向があったと思われる。こうしたことから、運営改善の目的及び視点が明らかでなく、効果的な取組につながっていないのではないだろうか。

(ウ) このようなことからすると、所長としては、まず、本庁及び支部の各裁判官が、家事事件手続法が施行された本年1月以降、調停手続の運営の実情及び同法の下でのあるべき運営の在り方についてどのように考え、改善に向けてどのような取組をしてきたのか、あるいはしてこなかったのかを、具体的に把握することが重要である。そのためには、本庁及び支部の各裁判官が、どのような意識に基づき、どのような形で調停運営に関わってい

るかという実情を，所長自ら各裁判官に具体的に問い掛けるなどして，丁寧に把握しておく必要があると思われる。

(3) 所長の果たすべき役割

家庭裁判所の事件処理の運用改善についての裁判官の意識を覚せいさせ，改革の意欲をかきたてるために，所長として果たすべき役割を考えると，中小規模の家庭裁判所の所長は，司法行政を総括するとともに自ら調停事件を担当する例が多く，この二つの立場をいかすことにより，裁判官に対して，調停手続の運営における問題状況の把握に向けた意識付けを促し，より説得的に問題意識を浸透させるなど，調停手続の運営改善のリーダーシップを発揮することができ，またそれが期待されると思うので，以下，幾つかの点を指摘したい。

ア 調停運営の実践を通じた実情の把握と見直しの推進

- (ア) 名古屋家裁では，所長係の調停事件配点が他の係に比べて少なく，担当書記官も管理職であるため，各種の実験的な取組がしやすいことや，調停委員に対しても運用の個別性が説明しやすいため，機動的に取組を行い得ることから，試行的取組として，事後評議を原則とした全件評議を平成24年11月から行っている。もっとも，この取組が調停手続運営にどのような変化をもたらしているかについての検証が十分とはいえない。今後，調停委員との座談会等を通じて検証することを考えている。対立点の内容やその進行状況に応じた評議の必要性の程度の見極めが今後の課題である。また，本取組の結果を名古屋家裁のその他の裁判官に還元するためには，執務状況等に対応した手段の検討が必要となると思われる。

自ら調停事件を担当する所長が，様々な取組を自ら試行した上で，実効性の高い方法が何かを検証し，庁全体への取組につなげていくことが有益である。この点についての各庁の実情と御意見を伺いたい。

- (イ) 本年4月，裁判官が増配置された家裁が少なくないと思われる。このような家裁においては，調停運営の見直しを推進していく中で，増配置の効

果を最大限に発揮することが求められているといえる。そのためには、所長として、いかなる点に留意し、いかなる方策を講ずる必要があるのか、各庁の実情と御意見を伺いたい。

イ 裁判官の意識改革に向けた働きかけ

前記のとおり、いまだ問題状況の把握を行おうとしない裁判官がいるという現状を踏まえると、所長において、調停手続の運営についての各庁の裁判官の意識はどのようなものであり、その背景は何かを把握した上で、具体的な問題意識の形成に向けた働きかけを行うことが必要となろう。中小規模庁では家裁専属の裁判官は一人ないし二人であり、裁判官同士で議論するという環境にはないことが多いから、所長が自らの試行的取組によって形成した問題意識を踏まえ、積極的に裁判官と議論を交わす必要性が認められる。また、家事事件手続法の施行を契機とし、家庭裁判所が社会の要請に応えるために何を考え、何を行うべきかといった点にまで発展させることも必要ではないだろうか。裁判官に対するこれまでの働きかけに足りなかったものは何かを踏まえた上で、具体的にどのような方法で、どのような内容の働きかけを行うべきかについて、御意見を伺いたい。

ウ 運営改善に向けた取組の在り方

最後に、運営改善に向けた取組の在り方について述べておきたい。

これまでの取組においては、特大規模庁の運用モデルが指標とされることが多かった。そのこと自体には大きな意義があるものの、他面で、裁判官の執務態勢や手持ち件数等庁が大きく異なる他の庁での取組を無批判に取り入れてしまうと、かえって実情にそぐわないものとなりかねない。取組の在り方は、庁の実情に応じ様々であり得るからである。取組に当たっては、事案の内容や調停手続の進行状況等に応じた裁判官の効果的な関与の在り方について検討する必要がある。そのためには、調停手続の流れの中で節目となるような具体的な目標（例えば、解決方針の策定）を設定し、裁判官の役割を

考えることが有益と思われる。その上で、各裁判官の手持ち件数や他の事務負担といった執務態勢を前提に、裁判官が上記役割を果たすために採り得る手段を検討することにより、より効果的な取組につなげることができるのではないか。また、取組の効果を検証することも重要であろう。具体的な解決方針の策定やそれに基づく合意形成に向けた働きかけを行うために裁判官が積極的に関わった場合に成立率や審理期間における有意な変化が見られるかといった観点や、調停委員その他の職員等の反応がどのようなものかといった観点から、効果検証をし、取組の在り方を不断に見直しておくことが肝要であろう。

次に、家庭裁判所の事件処理の構造は、事件の種類が多様であるだけでなく、様々な職種が関わるものとなっている。このため、書記官事務の整理の視点や考え方を踏まえた進行管理事務等の在り方や、家裁調査官の中核的な役割・機能を踏まえた関与の在り方についての議論等を前提としつつ、書記官や家裁調査官の調停手続への関与の在り方の見直しを進める必要がある。

さらに、裁判官の適切な関与を実現するため、庁に応じた事務処理体制を整備する必要がある。すなわち、大規模庁においては、開廷日の調整や期日の入れ方の工夫が、小規模庁・支部においては、家事審判だけでなく民事訴訟の弁論準備手続期日や和解期日を入れる例が少なくないことから、地裁事件の動向を踏まえた開廷日の調整、調停運営改善の中心となる裁判官を定めるなどの工夫が考えられる。

加えて、調停の運用改善のための取組は、家事審判や人事訴訟の運営の在り方と相互に関連するものであるから、今後は、外部の機関からの意見も積極的に取り入れつつ、家庭裁判所における紛争解決プロセス全体の機能強化という観点から、調停のみならず家事審判や人事訴訟についてのより合理的な手続運営を目指して取組を進めていく必要があるだろう。

4 民事訴訟の複雑困難化に対応した質の高い判断を実現するとともに、継続的な訴訟運営改善の要請に応えるために、民事部の機能の活性化及び司法行政上の支援について検討すべき事項

(水戸地裁)

(1) 民事訴訟の現状と課題

ア 民事訴訟の複雑困難化に対応した質の高い判断の実現

社会の発展に伴い、取引態様や契約内容が多様化し、科学分野も拡大と細分化の速度が増している。さらに、一般的問題として、価値観の変化や多様化が進んでいるため異なる価値観や利害の調整を要し公平性を強く求められる場面が増えている。加えて、国民の公務に対する目は厳しさを増しており、近時は専門家一般に対する不信の目さえ強く、裁判所だけがそれらの例外ではいけないであろう。他方で、司法に対する期待の高まりもあり、そのような中、民事訴訟も、①医療、建築、ITだけではなく、非典型的専門訴訟（例えば製造物責任、機械・プラントの瑕疵担保責任や、安全衛生、化学、土木、地盤関係等々）など、種々の専門的知見を要する訴訟や、②例えば学校事故、老人介護施設における事故、消費者契約法関係など、波及効果に配慮し背景事情も含めた多角的観点からの検討が必要となる訴訟、③薬害、環境訴訟等、多数の原告が個別の救済のみならず、将来に向けた政策実現を狙いとして提起してくる政策形成訴訟など、審理や判断が難しい種類の訴訟も増えている。そして、これらはそれぞれの類型ごとの特有の難しさ、特有の問題状況を抱えているように思われる。

このように民事訴訟ないしこれを取り巻く環境は複合的理由で厳しさを増しており、日本の裁判所が今後も最良の紛争解決センターとして国民の期待に応えていくためには、上記のような複雑困難な訴訟、更には一般的な訴訟であっても争いの深刻さに応じて、単に事件処理をするというのではなく、一層質の高い判断を示していくことが必須であり、それらを実現できるよう

な訴訟運営にシフトし、変化に鋭敏に対応していく必要があるのではなかろうか。

イ 継続的な訴訟運営改善の必要性

他方、単独事件も含めた民事訴訟全体の審理運営に目を転じると、民事訴訟法施行から10年余りが経過したことや、過払金事件等の大量処理の時代が続いたせい、全部ではないにせよ、質の向上どころかむしろ争点整理のプラクティス等に緩みが出てきている状況があるのではないかと、また、若手裁判官へ争点整理の技法が的確に継承されているのかという点が問題であろう。控訴審からは、近時、当事者の不十分な主張立証に対して適切な釈明権行使を欠いたまま表面的な判断をしている例や、争点が十分に絞りきれないまま判決が冗長になっている例が散見されとの実情を耳にすることもあるが、東京地裁民事部に初めて転入してきた中堅裁判官に聞くと、審理運営や判決につきこれまでしっかりした合議の経験が余りない者も少なくないようである。さらに、弁護士人口の増加に伴う弁護士の訴訟活動の変化という問題も生じているが、その分析やそれに応じた対策の弁護士会との協議等も余り進んでいないのではなかろうか。

このような問題状況に照らすと、裁判所としては、これまで形成されてきた争点整理の基本的技法を基盤として、代理人の訴訟活動の変化に対応した新しいプラクティスを形成・共有していく必要があり、適切な釈明権行使と随時の心証開示により、当事者の訴訟活動を活性化・充実化させるなどして合理的な争点整理を進める訴訟運営を目指し、継続的な訴訟運営の改善を行っていくことが重要であると考えらる。

ウ 裁判官の意識を持続的に高めるための取組の必要性

上記のように民事訴訟が大きな課題に直面しているにもかかわらず、多くの裁判官が自ら改善への熱意を示しているとは言い難い状況にあるように思われる。これは、実務ノウハウも蓄積された上、訴訟事件数が落ち着きを見

せていることもあって、裁判官の間で、現状のままで十分事件処理はできているという安心感が広がり、その中で、状況変化に対する鋭敏な感覚が希薄化しているからではないかと恐れているところである。

そこで、上記ア及びイのような要請に応えるためには、司法行政面での支援も当然考えるべきものと思われるが、その前提として、何よりもまず、各裁判官に、民事訴訟を取り巻く情勢と民事訴訟の現状につき、問題意識（強く言えば危機感）を持ってもらう必要があるのではないだろうか。そして、国民の納得のためには、手続と結果の両面での質の高さが必要であって、より質の高い紛争解決のためにどう訴訟運営を改善していくかという意識を醸成させ、自ら改善への取組を行ってもらう必要があるのではないかと考える。

(2) 民事訴訟の課題に対応するために検討すべき事項

ア 部の機能の活性化

このような課題への対応は、最終的には一人一人の裁判官の自覚と実践に掛かるものであるが、個々の裁判官による対応には限りがある。幸い我が国の多くの裁判所には裁判官と書記官等のチームである部（支部がこれに近い機能を有する場合もあろう。）が存在する。部の機能は多岐にわたるが、質と量のバランスを考えた合理的な事件処理態勢の構築、訴訟運営や事務処理の改善策の検討と共有化、争点整理技法等を含むノウハウの継承と陪席の育成、弁護士との訴訟活動の変化への対処や弁護士会対応など、どのような点においても、複数の裁判官と書記官等による部内の議論と検証を進め、組織としてのパワーアップをしながら、改善に取り組むことが必要であろう。そのためには、部の機能の活性化が重要と考えられる。

しかし、部総括が、事件処理の件数のみならず質への配慮や右陪席の指導・育成といった部の様々な機能をどの程度意識して部の運営に臨んでいるかという点については、これを疑問視する声がないわけではない。他方、右陪席グループと本音の議論をすると、「自分一人で自由に単独事件を処理する

方が楽しい」，「今のままで一人で処理できている」，「自分の事件の件数を処理するのが最優先の仕事」，「自分の記録，ひいては訴訟運営を人に見られたくない」などといった意識が垣間見えることも多い。当庁の現状を見ても，部内の議論としては，ルーティン外の手続上の問題についての相談や，当事者や代理人についての苦情がある位で，たまに部総括から若手に自分の事件について話をするほかは，各自の仕事の中身についての議論は少ないという意見もある。また，マスコミから判決要旨を求められるなど社会の関心と呼んだり，あるいは鑑定を行う専門的訴訟でも，単独事件として処理されているなどという状況もある。所長として控訴記録を見ていても，本来3人の知恵を合わせて対処した方が質の高い判断につながりそうな事件，手続的に合議訴訟で運営した方が当事者や社会の納得が得られやすい事件であっても，まだまだ単独訴訟の中に埋没していることも多い。当庁に限らず，部全体での事件処理という観念が乏しい裁判官が多いのではなかろうか。

上記(1)の課題を克服するためには，部全体が一体として事件処理に当たるという意識の下，皆の力を結集して訴訟運営改善に取り組み，より質の高い合理的な審理判断ができるような機動的な態勢をとっていく必要があり，そのためには，合議単独を問わず，部内の議論の活性化と充実が求められるところであろう。このような部の機能強化を実現するには，まず，所長としては，自庁及び各部の事件処理の状況を統計データ等から客観的に把握し，更に必要な情報収集を行って各部の実情を正確に認識し，部の機能が十分ではないとすれば，その原因が何かを分析することが必要と考える。そして，各部総括に現状認識を深めてもらい，明確な目的意識を持ち続けてもらうことが重要であろう。その上で，部の機能強化を実現するための具体策を考えることになるが，これまでの東京地裁及び水戸地裁での経験を踏まえても，採るべき具体策は庁によって相当異なるというのが実感である。裁判官の意識の問題，庁の規模，新受件数と内容の傾向，当該部の現在の合議件数，訴訟

事件以外の事件分配と負担、部の裁判官の経験年数などの様々な要因を踏まえて、各庁の実情に応じた対応策を検討する必要があるだろう。ツールとしては、例えば、合議訴訟の一層の拡大・強化や、右陪席主任の導入等が効果的な庁や部もあるものと思われるし、既に合議訴訟の多い部や各裁判官の負担の重い部では、まずメリハリのある合議訴訟の運営の検討や陪席への指導、援助が望まれるかもしれない。また、いずれにせよ、単独訴訟も含め、相談、議論のしやすい環境作りが大切であり、その上で、部会等を活性化させて組織としての取組を進めるということになるのではなかろうか。

イ 司法行政上の執務支援

各部における自律的取組に加え、更に裁判所全体による支援も必要であろう。特に冒頭に挙げた三つの類型の訴訟については、司法行政上の執務支援により、更に組織としてのパワーアップをすることが望まれよう。

例えば、専門的知見を要する事案では、部の機能強化に加え、専門家の給源の拡大や専門委員の広域活用、専門委員の活用方法の研究と成功例の共有などが役立つところであろう。専門部・集中部で培われたノウハウ等の他庁での活用も、どのような方策があり得るのか更に検討が必要ではなかろうか。

また、波及効果に配慮すべき訴訟、政策形成訴訟等への対応策としては、背景事情等の考察や訴訟進行の検討のためにも、進行中の事件を含めた訴訟運営情報や判決情報等の一層の共有化が望まれるところであるが、これは同時に、裁判官の執務姿勢の在り方や外部への説明可能性などの問題ともからむところであり、検討課題も多いものと思われる。

さらに、これら複雑困難な訴訟への対応や一般的な質の向上への基盤整備という意味で、司法研修所が主催する研究会は、大変有益であり、更に幅広い人員が参加できればありがたいという声もある。また、事件にのみのめり込みがちな状況や新聞・雑誌を余り読まない若手が増えている現代状況への

対策として、複数の新聞（あるいは経済誌、科学雑誌）の回覧等も含めて、科学や経済、社会に関する素養の蓄積についてのバックアップ策を一層強化できないかなどといった意見も強いように思われる。

各庁レベルでの執務支援としては、複雑困難化への対応として、研修や協議会に参加する裁判官への動機付けとその結果の庁内での共有化、訴訟運営改善では、弁護士会との効果的な協議や意見交換の持ち方などが考えられる。所長自身としても、これらの点や部の機能の活性化に向け、部総括とよく連携して、問題状況の分析と具体的な取組が進むように、必要な働きかけを粘り強く行っていくことが重要と考える。

平成 2 5 年 6 月 1 9 日

高 等 裁 判 所 長 官
地 方 裁 判 所 長 会 同
家 庭 裁 判 所 長

最高裁判所長官挨拶

最高裁判所長官挨拶

我が国では、現在、新しい政治的な枠組みのもとで、経済の活性化をはじめとする様々な改革の努力が重ねられています。しかし、東日本大震災からの復興は依然として国民生活全般に多大な影響を及ぼしているのみならず、少子高齢化、エネルギー資源の確保、新たに発生が予想される大規模自然災害への対策など、課題は余りに大きくかつ多岐にわたっています。このような複雑な社会情勢を反映し、司法に提起される問題も、新たな様相を呈してきております。

民事裁判の分野では、先端的な知見が判断に深く関係する訴訟や、社会経済活動に大きな影響を及ぼす訴訟等が増加しています。裁判官としては、平素から広範な社会現象に関心を持ち、自らの識見を高めておくことが必要であることは、これまでも度々指摘されてきたところですが、こうした事件に臨んでは、提起された問題の広がりを考慮し、多角的な視点から検討を加え、事柄の実体を的確に捉えた質の高い判断が必要とされることに特に配慮しなければなりません。その一方で、多くの裁判所で、過払金事件のよ

うな定型的な事件が大量に提起され、あるいは経験の乏しい若手弁護士が法廷活動を担うなどの新たな問題も経験してきました。その中では、これまで築いてきた民事裁判の審理に種々のひずみが生じていることが指摘されています。ここで、改めて民事訴訟法の施行以来積み重ねてきた争点中心の審理運営の基本的技法を確認し、その一層の改善を図ることが必要です。このように多面的な問題を抱えた民事裁判を適切に運営していくためには、裁判所部内においても、充実した意見の交換と技術の伝承の中核の場と考えられてきた「部」の機能を活性化させ、強化していくことが必要であると思います。

家族形態の多様化、家庭内における人間関係の複雑化、さらには社会における家庭の持つ役割の変化などを背景として、解決の困難な家事事件が増加しています。こうした状況に鑑み、家事事件の特性を十分考慮しつつ、法的な手続の保障を確保し、速やかに事案の解決を図るという観点から新たな家事事件手続法が施行されました。家事調停事件はもとより、家事審判事件や人事訴訟事件についても、法の趣旨に沿った運用が早期に確立されるよう努めていかなければなりません。また、高齢化が進む中で、成年後見

事件が増加を続け、これに伴って様々な問題が生じています。被後見人の財産の保護を確実なものとするため、後見制度支援信託を活用するなど、適正な後見制度の運用に向けて取組を進めていくことが必要です。

裁判員制度については、昨年、3年間の実績について実証的な検証結果が報告されましたが、多角的な観点からデータを分析し、その結果と問題点が明らかにされています。これまで約5300件の事件が審理され、4万人を超える国民の協力を得てきました。参加した国民の大半からよい経験であったとする評価を得ていますが、これらは何よりも国民の高い資質と誠実な姿勢によるものであることを認識しなければなりません。もとより、法曹三者の側でも裁判員裁判に必要とされる技術を身に付けてきていることがうかがわれますが、その反面で、裁判により多くのものを盛り込もうとするといった傾向を生んでいることも否定できません。公判前の準備期間の長期化、書面への依存度の上昇、審理の分かりやすさに対する裁判員の評価の低下などはいずれもそうした傾向に起因するところが大きいのと思われます。裁判員裁判は、参加する国民にとっては初めての経験であることを銘記し、常に制度の原点に立ち返って

謙虚な運用を心掛けていくことが望まれます。

裁判所がその職責を果たしていくためには、裁判官をはじめとする多くの職種の協働が不可欠です。特にこの10年余りにわたって、裁判制度、手続の見直し、さらにはIT化の推進に伴い書記官事務の内容は大きな影響を受けてきました。このような状況の変化に適切に対応するため、堅実で、機能的な書記官事務の確保に向けた検討が進められています。裁判官、書記官ら職種全体の理解のもとに望ましい運用が確立されることを期待しています。

この変動の著しい時代の中であって、司法は一つ一つの事件に誠実に対応することを通じ、国民の期待に応えることを心掛けてきました。司法に対する国民の信頼は、何よりもこうした日々の真摯な取組にあることを改めて確認し、引き続き努力してまいりたいと思います。

以上をもって、私の挨拶といたします。